入港前手続様式（その２）

|  |  |
| --- | --- |
| 船名 | IMO番号（又は船舶番号・漁船登録番号） |
| 船舶保安情報 | 船舶警報通報装置の有無【有・無・故障】 | 船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標 | 通報日時・通報時の船舶の位置（日時）　　月　日　時　分（位置） |
| 船舶保安証書等の番号及び発給機関（番号）（発給機関） | 船舶保安統括者の氏名及び連絡先（氏名）（連絡先） | 船舶保安管理者の氏名及び職名（氏名）（職名） |
| 当分の間内航か【はい・いいえ】 |
| 出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻 |
| ①（予定港）　　　　　　　　　　　　　　（係留施設名）　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ②（予定港）　　　　　　　　　　　　　　（係留施設名）　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ③（予定港）　　　　　　　　　　　　　　（係留施設名）　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ④（予定港）　　　　　　　　　　　　　　（係留施設名）　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ⑤（予定港）　　　　　　　　　　　　　　（係留施設名）　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| 出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻 |
| ①（入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】　（時刻）　　月　　日　　時　　分 | ②（入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ③（入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】　（時刻）　　月　　日　　時　　分 | ④（入域位置）【東京湾・伊勢湾・紀伊水道・豊後水道・関門海峡】　（時刻）　　月　　日　　時　　分 |
| ※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去10回の寄港に関するものとする |
| 経由国名 | 経由港名 | 経由港入港年月日 | 経由港出港年月日 |
| ① | ① | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ② | ② | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ③ | ③ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ④ | ④ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑤ | ⑤ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑥ | ⑥ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑦ | ⑦ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑧ | ⑧ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑨ | ⑨ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |
| ⑩ | ⑩ | ①　　年　　月　　日 | ①　　年　　月　　日 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標 | 経由港において実施した船舶指標対応に加えて実施した措置の有無及びその内容 | 経由港乗船本邦下船旅客の有無 |
| ① | ①【有・無】（内容） | ①【下船旅客の有・無】 |
| ② | ②【有・無】（内容） | ②【下船旅客の有・無】 |
| ③ | ③【有・無】（内容） | ③【下船旅客の有・無】 |
| ④ | ④【有・無】（内容） | ④【下船旅客の有・無】 |
| ⑤ | ⑤【有・無】（内容） | ⑤【下船旅客の有・無】 |
| ⑥ | ⑥【有・無】（内容） | ⑥【下船旅客の有・無】 |
| ⑦ | ⑦【有・無】（内容） | ⑦【下船旅客の有・無】 |
| ⑧ | ⑧【有・無】（内容） | ⑧【下船旅客の有・無】 |
| ⑨ | ⑨【有・無】（内容） | ⑨【下船旅客の有・無】 |
| ⑩ | ⑩【有・無】（内容） | ⑩【下船旅客の有・無】 |
| 航行速力 | 航海中の異変等 |  |

注１　入港前手続様式（その１）については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。（公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。）ただし、入港（本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域）の前日の正午又は24時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。

なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。

注２　入港前手続様式（その２）については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港24時間前までに必ず提出すること。

注３　「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名すること。

注４　「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号（信号符字）のみ記載すること。

注５　「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無を含む。

注６　「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。

注７　「その他本邦の港（入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載）」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。

注８　入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。

注９　「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。

注10　「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船拍について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第7条第12項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。

注11　「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合に応じ、いずれか一方に記入すること。

注12　「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。

注13　入港前手続様式（その２）のうち、過去10回の寄港に関するものについては、過去10回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。